



横浜市PTA連絡協議会

子ども総合保障制度 ご案内

[こども総合保険]

大切なお子さまを補償期間(保険期間)中、**1日24時間補償します**適用される割引率※
約33%割引学校の
休みの日でも**2019年10月施行
神奈川県自転車条例対応[個人賠償]**

※条例では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっております。

**オンラインでも
お申し込みいただけます!!**自転車事故等による損害賠償責任も対応
個人賠償 無制限補償*1示談交渉サービス*2付き! *1 国外で発生した事故は3億円が限度となります。
*2 国内のみのサービスとなります。小学5年男子児童の自転車衝突で母親に
約9,520万円の賠償命令(神戸地裁判決)扶養者の方が事故で万一の際に
育英費用を補償**簡単支払特急便**

スピード対応 お電話一本で手続き完了

ケガによる入院・通院、病気による入院・手術で
10万円以下のご請求は、電話による事故報告のみで
保険金をお支払いします。

プランによって補償項目が異なる場合がありますので、詳しくはプラン表をご確認ください。

※割引率について:このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対する割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

申込締切日(消印有効)		年間掛金口座振替日
第一次 締切日	2023年 3月31日(金)	2023年 5月29日(月)
第二次 締切日	2023年 4月20日(木)	2023年 6月27日(火)

* 上記の申込締切日までに加入依頼書兼預金口座振替依頼書にご記入の上、最寄りのポストにご投函ください。

注意

- ①新中学1年生・新高校1年生の皆さまへ：新たにご加入手続きが必要となります。
- ②加入依頼書受領後に「受領ハガキ」を送付いたしますのでご確認ください。
オンライン申込みの場合は、「ご加入手続き完了のご連絡」メールが「受領ハガキ」の代わりとなります。

制度に関するお問合せ先 株式会社 ジーアンドケイ・アソシエイツ「子ども総合保障制度」係まで
TEL: **0120-916-818** (通話料無料)
受付時間: 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)
E-mail: y-pta@gandk.co.jp

守ってあげたい元気いっぱいの子どもたち こんな時、保障制度が役立ちます！

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

個人賠償責任補償 (補償内容①) 他人の車にキズをつけてしまった…



誤って、ご近所の車にキズをつけてしまったり、公園で遊んでいてお友達にケガを負わせてしまったり…。元気な子どもたちには思わぬ失敗がつきものです。そんな事故を補償します。

育英費用補償 (補償内容②) お父さんが交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…



扶養者が万一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償全額(一時金)をお支払いします。

傷害補償 (補償内容③) 階段で転んでしまった…



毎日の学校生活だけでなく、地域のクラブ活動や塾、習い事など子どもたちのライフスタイルも多様化しています。学校が休みの日も含めて24時間補償します。

携行品損害補償 (補償内容⑨) メガネを壊してしまった…



携行するさまざまな身の回り品が壊れた時の強い味方です。なかでも、メガネの破損事故が多く加入者の方々に喜ばれています。(ただし、自転車など一部対象外の物があります。)

病気の補償 (補償内容⑩) お子さまが突然の病気で入院…



お子さまの急な病気は、心配です。入院を伴うとさらに不安です。お子さまが病気で、入院された場合でもしっかり補償します。

「1年プラン」と「3年一括プラン」のご説明

中学校・高等学校ご卒業まで1年ごとに自動更新の「1年プラン」と、在学中3年間を補償する「3年一括プラン」をご用意しております。

1年プラン (S1・A1・B1・C1)	補償期間：〈第一次締切〉2023年4月1日午前0時から 2024年4月1日午後4時まで (保険期間) 〈第二次締切〉2023年4月21日午前0時から 2024年4月1日午後4時まで
	更新について：ご卒業まで1年ごとの自動更新です。(毎年のお申込は不要です) 本制度は1年ごとの自動更新となります。加入者数の増減や保険金支払実績等に応じて割引率が変更となる場合や、補償制度の充実のために団体契約者と引受保険会社の合意により新たな補償内容に変更する場合がございます。これらの変更により補償金額(保険金額)・掛金(保険料)が変更となる場合がございます。変更後の補償金額(保険金額)・掛金(保険料)は更新案内にてご案内いたします。変更後の補償内容で継続を希望されないお客さまはご連絡頂けますようお願いいたします。ご連絡がない場合、加入時の自動更新の意思に基づき契約は変更後の内容で自動的に更新されます。
3年一括プラン (S3・A3・B3・C3)	補償期間：〈第一次締切〉2023年4月1日午前0時から 2026年4月1日午後4時まで (保険期間) 〈第二次締切〉2023年4月21日午前0時から 2026年4月1日午後4時まで

適用される割引率
約**33%**

病気入院補償つき
おすすめプラン

プラン名	S1プラン	A1プラン	B1プラン	C1プラン	
1年プランの掛金 (一時払)	19,300円	15,390円	9,670円	5,410円	
プラン名	S3プラン	A3プラン	B3プラン	C3プラン	
3年一括プランの掛金 (一時払)	48,340円	38,440円	24,150円	13,500円	
給付項目	保険金額				
1 個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	国内 無制限 国外 3億円	国内 2億円 国外 2億円	国内 1.5億円 国外 1.5億円	国内 1億円 国外 1億円	
2 育英費用 (一時金) ★	200万円	200万円	100万円	50万円	
死亡保険金 ●■ ★	50万円	50万円	50万円	50万円	
3 傷害(ケガ)補償	後遺障害保険金 ●■ ★▲ (障害の程度によって)	2万円～50万円	2万円～50万円	2万円～50万円	
	後遺障害追加支払保険金 ●■ ★▲ (障害の程度によって)	18万円～450万円	14万円～350万円	6万円～150万円	
	入院保険金 ●■ ★▲ 日額(180日限度)	5,000円	5,000円	3,600円	1,700円
	手術保険金(1事故あたり1回) ●■ ★ 手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金(日額)の	入院中 10倍 入院中以外5倍	入院中 10倍 入院中以外5倍	入院中 10倍 入院中以外5倍	入院中 10倍 入院中以外5倍
通院保険金 ●■ ★▲ 日額(90日限度)	3,000円	3,000円	2,200円	1,100円	
4 細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	
5 特定感染症補償 【補償範囲を拡大する特約】	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	
6 熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	
7 地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	
8 傷害医療費用 ● ★ (1事故あたり支払限度額)	50万円	50万円	補償されません	補償されません	
9 携行品損害補償 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額3,000円)	10万円	10万円	補償されません	補償されません	
10 被害事故補償 (1事故あたり支払限度額)	1,000万円	補償されません	補償されません	補償されません	
11 病気の補償	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上の入院)(60日限度)	5,000円	補償されません	補償されません	
	疾病手術医療保険金 手術の際の入院の有無によって 疾病入院医療保険金(日額)の	入院中 10倍 入院中以外5倍	補償されません	補償されません	
	疾病入院療養一時金 60日以上入院が必要と診断された場合	10万円	補償されません	補償されません	

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の団体割引を適用したものです。

子ども総合保障制度 補償内容のご案内

(こども総合保険)

プランによってセットされている補償項目や保険金額が異なります。
ご加入プランを選ばれる際は、セットされている補償項目をプラン表でご確認ください。

▼下記 **お支払金額** は

S3・S1・A3・A1 プランの場合です。

1 個人賠償責任補償 (示談交渉サービス付き*)

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※ 授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

支払例① 帰宅途中、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

お支払金額 17,463,000 円

支払例② 自転車走行中に駐車していた車に接触し、車を傷つけてしまった。

**お支払金額
60,000 円**



*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。国内のみのサービスとなります。

2 育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

支払例 扶養者である父親が交通事故にあり、重度の後遺障害が残った。

お支払金額 2,000,000 円



3 傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※ 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

支払例 階段で転倒し、足首を捻挫。3日間通院した。

お支払金額 9,000 円



(傷害医療費用補償で治療費用等の実額を別途お支払いします。)

4 細菌性食中毒補償

お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。

支払例 細菌性食中毒になり、3日間入院し、退院後1日通院した。
(傷害医療費用補償で治療費用等の実額を別途お支払いします。)

補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

5 特定感染症補償

お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症)、新型コロナウイルス感染症(注1)を発病した場合に補償します。

※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。

(注1)新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第1章第6条(定義等)第7項第3号の適用対象となっている間は補償の対象となります。

補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

6 熱中症補償

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。

支払例 課外活動中、熱中症で倒れ3日間入院し、退院後1日通院した。

補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

7 地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。

支払例 地震で自宅の塀が崩れ足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。
(傷害医療費用補償で治療費用等の実額を別途お支払いします。)

補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

8 傷害医療費用補償 ケガの治療費用補償

お子さまがケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入院時の交通費などを補償します。

※治療費用等の実額をお支払いします。

9 携行品損害補償

お子さまが携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。(1つ10万円が限度、乗車券・通賃などは合計で5万円が限度)

※自転車など一部補償対象外の物があります。

10 被害事故補償

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

11 病気の補償

お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。

- 疾病入院医療保険金:1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。
- 疾病手術医療保険金:所定の手術を受けた場合に、お支払いします。
- 疾病入院療養一時金:60日以上継続入院が必要と医師に診断された場合に、お支払いします。

※補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

もしもの時は、スピーディーに 保険金をお支払いします!

入って
よかった



原則3営業日以内にお支払い!



デジタル保険金請求

ケガによる入院・通院
または
持ち物の損害は

オンラインで簡単請求

24時間365日

いつでも、どこでも受け付けます!



簡単支払特急便

ケガによる入院・通院、
病気による入院・手術で
10万円以下のご請求は

電話による事故報告のみ

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご利用には条件がございます。ご利用条件とご利用方法は、後日送付する加入者証でご案内します。
※ 持ち物の損害は「学校管理下動産補償特約」「携行品損害補償特約」が付帯されているプランの場合にご利用いただけます。

その他の保険金請求は… スクール事故受付ダイヤル(24時間受付) **通話料無料 0120-300-399**

B-210316

この悩み、
誰に相談したら…



ご加入すると ご利用いただけるサービス

お悩みに応じた
窓口
おつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを
聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



みんなの
相談
ダイヤル

メンタルケア
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン
アレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

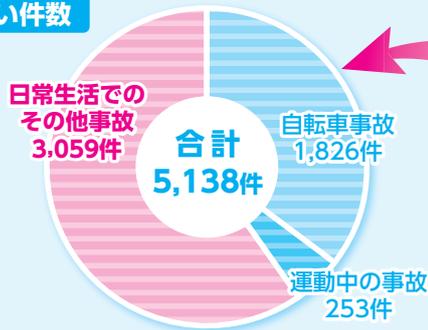
※弁護士相談サービスは、小笠原国際総合法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

B-220500

1年間にこれだけの 保険金支払い件数がありました

小学生・中学生・高校生向け「総合保障制度」の2019年4月～2020年3月支払実績です。
※こちらは全国の保険金支払い実績です。保障制度によっては、セッティングしていない補償もあります。

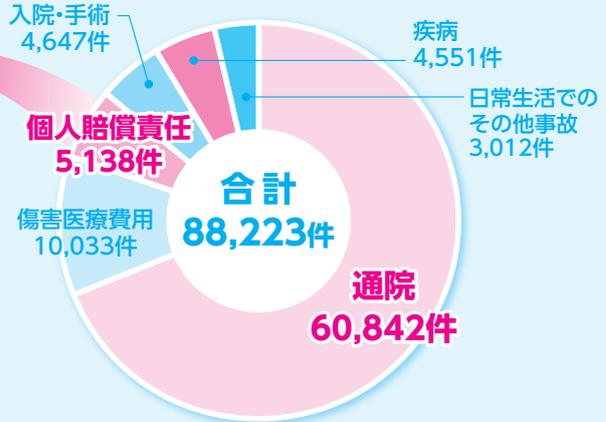
個人賠償責任 保険金支払い件数



個人賠償責任補償では、自転車事故よりも日常生活で発生する事故件数が多いです。

保険金支払い件数の 第1位はケガの通院(全体の約69%)に よるものです。

保険金支払い件数



ご加入いただく皆様へ

- 補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。
- 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン（特約の組み合わせ）の内容を変更（一部の特約の追加・削除）してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】
- 次の職業に継続的に従事している生徒・学生の方で、ご加入を検討されている場合は、事前に取扱代理店・扱者まで必ずご連絡ください。【自動車運転者】「建設作業者」「農林漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」

加入者証のご案内 加入者証到着予定 第一次締切：5月中旬頃／第二次締切：6月中旬頃

当制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、加入依頼者の方宛にお届けします。加入者証到着までは加入依頼書のお客さま控（3枚目）が当契約の証となりますので、大切に保管してください。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。

- 次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。
 1. 補償期間（保険期間）中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
 2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合（住所変更・転校・転園など）は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせが届けできなくなることがあります。
 3. 当制度は団体の構成員を対象としており、転校・転園などにより団体の構成員でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。

● 団体契約者： 横浜市PTA連絡協議会

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
- このパンフレットは保障制度（保険）の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

制度に関するお問合せ先

取扱代理店・扱者

株式会社 ジーアンドケイ・アソシエイツ
「子ども総合保障制度」係
〒231-0023 横浜市中区山下町51-1 読売横浜ビル7F
TEL 0120-916-818（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く
E-mail : y-pta@gandk.co.jp

制度引受保険会社

AIG損害保険株式会社 学校契約センター
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111
TEL:076-443-8740
受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く